

令和6年第6回美幌町議会定例会会議録

令和6年9月10日 開会

令和6年9月12日 閉会

令和6年9月12日 第3号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問 11番 大江道男
10番 吉住博幸
- 日程第 3 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 4 議案第 54号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第 5 議案第 55号 美幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 6 議案第 56号 番号法施行条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 議案第 57号 令和6年度美幌町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第 8 議案第 58号 令和6年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第 9 議案第 59号 令和6年度美幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第 10 議案第 60号 令和6年度美幌町水道事業会計補正予算(第1号)について

○日程追加事件

- 追加日程第1 認定第 1号 令和5年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について
- 追加日程第2 認定第 2号 令和5年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 追加日程第3 認定第 3号 令和5年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 追加日程第4 認定第 4号 令和5年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 追加日程第5 認定第 5号 令和5年度美幌町水道事業会計決算認定について
- 追加日程第6 認定第 6号 令和5年度美幌町公共下水道事業会計決算認定について
- 追加日程第7 認定第 7号 令和5年度美幌町個別排水処理事業会計決算認定について
- 追加日程第8 認定第 8号 令和5年度美幌町病院事業会計決算認定について
- 追加日程第9 意見書案第9号 改正食料・農業・農村基本法の実効性確保等に関する意見書について
- 追加日程第10 意見書案第10号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について
- 追加日程第11 報告第 11号 健全化判断比率について
- 追加日程第12 報告第 12号 資金不足比率について
- 追加日程第13 報告第 13号 放棄した債権の報告について
- 追加日程第14 報告第 14号 令和5年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告について
- 追加日程第15 報告第 15号 専決処分の報告について
(道東自動車道上の車両破損事故による損害賠償)
- 追加日程第16 報告第 16号 専決処分の報告について
(工事請負契約の一部変更:小中学校エアコン設置電気設備工事その1)
- 追加日程第17 報告第 17号 専決処分の報告について
(工事請負契約の一部変更:小中学校エアコン設置電気設備工事その2)

- 追加日程第18 報告第18号 専決処分の報告について
 (工事請負契約の一部変更:小中学校エアコン設置機械設備工事その1)
- 追加日程第19 報告第19号 専決処分の報告について
 (工事請負契約の一部変更:小中学校エアコン設置機械設備工事その2)
- 追加日程第20 報告第20号 例月出納検査報告について(5月~7月分)
- 追加日程第21 議員の派遣について
- 追加日程第22 閉会中の継続調査について

○出席議員

1番 木村利昭	副議長	2番 馬場博美
3番 横山清美		4番 高橋秀明
5番 宮崎奈津江		6番 上杉晃央
7番 稲垣淳一		8番 藤原公一
9番 伊藤伸司		10番 吉住博幸
11番 大江道男		12番 松浦和浩
13番 大原昇	議長	14番 戸澤義典

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

美幌町長 平野浩司	教育委員会会長 矢萩浩
監査委員 西村与志博	

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副町長 高崎利明	総務部長 那須清二
町民生活部長 関弘法	福祉部長 斉藤浩司
経済部長 河端勲	建設部長 遠國求
病院事務長 但馬憲司	事務連絡室長 横山聖二
会計管理者 田中三智雄	総務課長 鶴田雅規
危機対策課長 多田敏明	政策推進課長兼デジタル推進主幹 竹下護
財務課長 吉田善一	町民活動課長 佐久間大樹
戸籍保険課長 選挙管理委員会事務局長 佐々木 斉	税務課長 松尾まゆみ
社会福祉課長 水上修一	児童支援主幹 大内直樹
保健福祉課長 立花良行	農林政策課長 農業委員会事務局長 以頭隆志
森林農地整備主幹 橋本勝	農業振興主幹 午来博
商工観光課長 沖崎寿和	建設課長 森口尚博
建築主幹 廣田吉輝	環境管理課長 影山俊幸

環境衛生主幹	宮 田 英 和	上下水道課長	石 山 隆 信
病院総務課長	伊 藤 寿	地域医療連携課長	高 山 吉 春
事務連絡室次長	藤 田 静 思	教 育 部 長	遠 藤 明 樹
学校教育課長	中 尾 亘	学校給食課長	片 平 英 樹
社会教育課長	浅 野 謙 司	スポーツ振興課長	弓 山 俊 隆
監査委員事務局長	小 室 保 男	監査委員事務局次長	小 室 秀 隆

○議会事務局出席者

事務局 長	小 室 保 男	次 長	小 室 秀 隆
議事係 長	高 田 秀 昭	庶務係 長	村 田 剛
庶務係	金 子 未 准		

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（戸澤義典） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これから令和6年第6回美幌町議会定例会第3日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（戸澤義典） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番伊藤伸司さん、10番吉住博幸さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（戸澤義典） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（小室保男） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

○議長（戸澤義典） 日程第2 一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順により発言を許します。

11番大江道男さん。

○11番（大江道男） [登壇] 私は、

既に通告をしております3点について、以下、質問を行います。

1点目は、米の品薄についてでございます。

今年の夏、全国的な米の品薄問題がマスコミで報道されて以来、美幌町内のスーパーにおいても、入荷待ち、入荷日は未定など購入が困難な状況となっており、弁当が作れない、献立の見通しが立たないなどの不安とともに、業者による売り惜しみ、小売価格のつり上げなどのうわさが広がる状況となっております。

これらのことから、次の3点について質問いたします。

一つ目、美幌町内における米の品薄状況の実態把握について、二つ目、米の品薄状況の解消のめどについて、三つ目、町としての緊急対応策についてであります。

2点目は、自治会について伺います。自治会解散への対応についてであります。

美幌町においても、今年の春、自治会の解散がありました。全国的に地縁組織の自治会・町内会の減少が広がっておりまして、高齢化、役員の成り手がいないなどの理由により、自治会存続に黄色信号が灯る状況となっております。

美幌町の自治会は孤独死をなくすための見回り活動、花植栽でまちを美化する自治会活動などが全国的に評価されておりまして、災害時の避難訓練においても自治会が重要な役割を担っているところであります。

自治会の解散が広がる可能性に対して、町はどのように対応してきたのか、また、今後どのように対応していくのか、町長の見解を伺いたいと思います。

3点目は、ドッグランの設置についてであります。中心市街地へのドッグラン設置についてであります。

動物の愛護及び管理に関する法律、動物愛護法ではありますが、施行以来、人間と犬

とが共に生きていける社会を目指すとの観点から、都市部を中心として、中心市街地にドッグランが設置されてきています。

美幌町では、市街地にある公園に「犬のふん尿は禁止」との看板が建てられ、犬の散歩や運動がしづらい状況が今日でも続いております。早急に人間と犬との共生、賑わいあるまちづくりの両面から、中心市街地へのドッグランの設置が求められていると思うわけであります。

これまで何人もの議員からドッグランの設置を求める声がこの場でも出されていますが、ふん尿禁止を理由に、まちなかから犬を締め出している町の姿勢を根本から変えていく必要に迫られていると思っておりますけれども、町の考えをお伺いします。

以上、お聞きします。

○議長（戸澤義典） 町長。

○町長（平野浩司）〔登壇〕 大江議員の御質問に答弁いたします。

初めに、米の品薄について。

米の不足は、令和5年産米の需要が堅調に推移したことなどを背景に、記録的な夏の暑さによる高温障害、水不足による影響のほか、台風や西日本及び関東甲信地方で発生した地震の影響で、買い込み需要が生じているとされています。

新米が流通され始めたものの、購入制限や価格の高騰等、主食たる米について購入しにくくなっている現状であると認識しております。

御質問の1点目、美幌町内における米の品薄状況の実態把握についてですが、町内のスーパーにおいては、8月下旬頃から品薄状況が目立ってきており、価格についても上昇傾向にあると把握しております。

御質問の2点目、米の品薄状況の解消のめどについてですが、農林水産省によれば、千葉県産や茨城県産の新米は既に流通が始まっており、今後は東北地方や北海道産の出荷も本格化していくため、品薄状況は順次解消する見通しとし、9月末には解

消するとしています。また、店頭に米が並び始めると、消費者の不安が解消され、買い込み需要の集中も落ち着いてくるため、価格も落ち着いてくると見込まれております。

御質問の3点目、町としての緊急対応策についてですが、国の供給見込を鑑み、現時点においては、特に対応策は考えておりませんが、今後の流通や供給状況を注視してまいりたいと考えております。

次に、自治会についてですが、自治会の活動が活発に行われることは、住民同士が助け合い、そして連帯感を強め、さらなる繋がりを深めていくための契機となり、現状の地域コミュニティにおいては、重要な役割を担っていると考えております。

しかしながら、少子高齢化やライフスタイルの変化など、地域を取り巻く環境の変化を背景に、自治会活動の維持に様々な課題を持つ地域があることも認識しているところであります。

このような中、これまで町では、自治会活動の活性化のため、活動に必要な経費の一部を補助することで、活動の負担を軽減するなどの財政的支援をはじめ、地域の課題解決に向けた協働事業の推進や、災害時に備えた強化のための支援、また自治会活動の重要性を改めて認識していただけるよう、広報紙での特集記事の掲載などを通じ、自治会の役割やメリットについて、積極的に情報発信を行ってまいりました。

さらには、役場窓口等における様々な加入促進に向けた取組を行っているほか、地域別の定期的な意見交換会の実施などについても行っているところであります。

今後におきましても、安心して暮らせる、安全で住みよいまちづくりを推進するために、将来に向けて、地域の住民で組織する一定のコミュニティについては、維持されていくことが望ましいと考えております。そして、地域の活動は、何より地域住民の皆さんの力で成り立っています。住

民一人ひとりが、地域の一員として、積極的に地域の活動に参加し、温かい地域社会づくりに貢献していただけることが最も大切なことではないかと考えております。

町としましては、持続可能な地域コミュニティの在り方について、これまでの形にとらわれず、組織形成や活動の多様化も念頭に、住民一人ひとりが自分らしく、緩やかなつながりを持った形で、地域に関われるような仕組みを構築していくことが必要と考えており、引き続き、地域コミュニティの維持・発展に努め、住民が安心して暮らせるまちづくりを目指し、各地域と連携の上、共に地域課題の解決に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

次に、ドッグランの設置について。

ドッグランの設置についてであります。道内におけるドッグランの設置状況につきましては、正確な数は把握できておりませんが、道の駅などの公設施設のほか、民間施設についても、その多くは商業施設やドッグカフェ、農場などに併設されております。

一方、犬の飼育・管理等につきましては、北海道動物の愛護及び管理に関する条例において「ふん等の汚物を適正に処理し、公園、道路等を汚染しないようにすること」や、また、住宅地における犬猫の飼養に関する国のガイドラインにおいても「散歩のときは必ず処理袋を携行し、ふんは自宅に持ち帰って処理すること」「場所によっては排尿の跡を水で洗い流すなどの配慮をすること」「日ごろから、自宅で排泄を済ませてから散歩に行くような習慣をつけること」と規定されております。

町としましては、国や北海道の規定に基づく内容を踏まえ、多くの方が気持ちよく公園を利用していただけるよう、市街地にある公園に「犬のふん尿は禁止」とする看板を立て、飼い主に周知しているところで

ドッグラン整備につきましては、伝染病の予防注射や1年以内のワクチン接種の確認のほか、毎日の施設点検など、合理的な管理運営体制を整えることが重要と考えているところであります。

さらに、施設整備の検討に当たっては、一般利用者とのすみ分けが必要であることから、中心市街地に整備するためには、一定程度の面積が必要であり、併せて公共機関が施設整備と管理運営を行うべきかも含めて判断する必要があるため、引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくお願いたします。

○議長（戸澤義典） 11番大江道男さん。

○11番（大江道男） 順次、再質問を行っていきたく思います。

一つは、米の品薄についてであります。

答弁にもありますが、私も2週間以上前から、しょっちゅうスーパーに様子を伺いに行っています。行くたびに米はありません。その都度、店員さんに「いつ入るのですか」と伺うのですが「分かりません」と。早朝に行ったら、手に入るのかということも聞きました。

というのは、私の知り合いが、手に入らないのだということなので、どの時間に行けばいいのかと思ったのです。けれども、店にすると、予定を言ってしまうと、行列が出来てしまうということもあるのかなと思うのですが、要は、品物が無いという状況で、入荷待ちという状況です。

私の知り合いの弁当屋さんから電話が来ました。予約が入っているのだけれど、出す米が無いということでした。私のところに5キロありましたので、すぐ食べる予定の米なのですけれども、私は代用食も経験した世代でありますから。私の友達にも、米はないかと連絡をして、5キロなら何とか都合つくということで、計10キロ、都

合をつけました。

聞きましたら、業者からの購入契約はしていないのだと。何でかという、一番安いのはスーパーなので、そこから買い求めてきたと。ところが、スーパーで手に入らないと。長く美幌町に住んでいるので、業者の知り合いももちろんいるのだけれど、新規のお客は取れないということで、どうにもならないというのが、その時点の話でした。

よその町も含めて、あらゆるついでで手に入れようとしているという話が示すように、業者にとっても、これは大変な問題だなと思います。現在に至るも見通しが立たないと。

答弁書を見ますと、そこまで慌てることではないということですが、これは政府の見解と同じなのです。それ以上のことはなかなか言えないということですが、私は、少し調べてみました。そうすると、この春の段階、6月の段階から、米の品不足が起こるということは、歴然としていたのです。6月に農水省が発表している今年の米の消費予想、702万トンです。それに対して、昨年の収穫量、661万トンということで、春の段階から41万トン不足すると。これは公式見解ですよ。けれど、報道しないのです。このようなことは。

したがって、事情を知っている業者は、当然、品薄になるということで、手を打っている。手を打っている状況については、美幌は米どころではないので分からないのですけれど、全国の産地の状況では、春の段階から米がないかということで、業者が買占めしており、今年の夏は大変だと。このような状況は、関係者は知っている、知らないのは国民だけと、このような状況です。

では、手が打てなかったのかといいますと、同じ6月の時点で、政府の備蓄量は91万トンです。91万トンに対して、不足する41万トンを十二分に賄うことがで

きるにもかかわらずやらない。そのようなことに神経は向けない。

7月の末、8月にかけて、私どもの党として、国会議員を先頭にして、備蓄米を放出しろ、大変な事態になる、あるいはなっていると。これに対して、一切応じない。

このような中から発生している米のいわゆる品薄問題ですよ。私は、ここに根本的な問題があると。

ずーっと日本の米が余っている、余っている、余っているということで、減反を現場には強いて、その結果、災害が発生したから、突然米が不足してきているということでは全くないと。

このようなことのために、買占めなども含めて品不足が起きている状況に対して、やはり自治体としては、政府に物を申していくということが必要になっていると、私は思います。

町長、その点で、今の状況をもう少し深刻に受け止めて、根本的には国の姿勢を改めると。

率直に言いますと、政権で党首を選ぶために、あれだけ騒ぐのであれば、全国の米の品薄問題にきちんと対応してはどうだと、個人的には思うのです。

さすがに、町長はそう言えないと思いますけれども、このような状況を含めてつくられている品不足に対する国の対応策は、自治体の首長としては納得いかないよということを申し上げる必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（戸澤義典） 町長。

○町長（平野浩司） 米の品薄状況については、私も気づいてはおりました。

ただ、実態として、現状としてここまでのかという部分については、ちょっと驚きがあります。

言うならば、スーパーとか小売りの部分以外については、例えば特養とか、私どもであれば町立病院、それから療育園等では、いろいろお聞きした中において、米に

については、当面というよりもきちんとルートもあるし、困ってはいないというお話をいただきました。

私もスーパーを見て、お一人というよりも1家族、要は少しでも多くの方々が手に入るような表示をしていて、少しでも多くの方に米を購入していただくという形でやっているとと思っています。

今、大江議員がおっしゃった部分についても、大江議員が属されている党のユーチューブとかを見て、今の言う論理は、いろいろ丁寧に訴えられておりました。

なかなか私どもとしてはというよりも、私としては、今、農水省が発表している数値、それから、国が発表している動向を見た中で、それを受け止めるというか、そのような方法しかないとは思っております。

ですが、今おっしゃられたように、現実として、ないことに対してどうするかと。実際には、例えば一般の人たちもそうですし、子供食堂などをやっている方々に対して、代表なのですからお話を聞きますと、9月まではめどというか、在庫があるけれども、10月はめどが立っていないと。

物が少ないとかそのようなことを考えたときに、常に国は、市場に介入しないとは言っていますけれども、調整する必要性は国にあると思っておりますし、実際に在庫が91万トン、国はおおむね100万トンを保持したいと言いながら、今91万トンある中において、そのようなお米の放出等を含めてやるべきでないかなと、私としては思っている状況であります。

○議長（戸澤義典） 11番大江道男さん。

○11番（大江道男） 主食の米の問題なので、やはり重視していく必要があると。副食ではないのですよね。

今朝の道新、読者の欄に「政府の米不足、米政策見直しを図れ」という投稿が載

っていますが、国民が今どのような状況にあるかということも併せて考える必要があるのではないかと。

今年、あらゆる物価が上がっていますよね。大変なのです。その中で、米の値段が急速に上がっている。

町の消費者協会にお伺いしたのですけれど、公式な統計はとっていないが、会員からの声はいろいろ聞きますよと。中には5割上がっているという声もあるということで、大変な事態だと。

一つ、これも今朝の記事で見たのですが、庶民の生活をはかる物差しらしいですが、カレーライス価格というものが10日に発表されているのです。帝国データバンクが発表したものです。非常に参考になります。4か月連続して値上がりだよという状況の中で、米の値上がりが大変響いている。1年前と比べて44円、15%の値上がりになっていると。8月はさらに上がる。1食350円を突破するだろうということで、17%以上の値上がりになります。9月はもっと上がるよということで、やはり庶民の暮らしの一番、何と云うのでしょうか、分かりやすい指標でないかと思えます。

町民の暮らしが大変脅かされてきている。そこで、振り返ってみる必要があると思えますが、今年6月に、物価の値上がりに追いつくだけの年金の引上げをしてくれという意見書を美幌町も採択いたしました。この年金生活者は、どこからも収入がない中で、下がっていく年金の中で暮らしていかなければならない。2013年以来、実質7.3%の目減りをしているという状況ですよ。

あるいは、30年ほど前からの全労働者の賃金が出されていますが、実質16.5%下がっているのですよね。この中で主食の値段がどんどん上がっていることを考えたときに、この国の政府は、誰のために仕事をしているのかということ、如実に

表しているのだと思います。

本当に大変な事態に国民が追い込まれているのに、友達は話をするたび、備蓄米があるでしょうと、必ず口にします。

だから、いまだに手を打とうとしない、別な目的には、まっしぐらにかけている政権党を持つ我々としては、もっともつこのような実態について目を向けていく必要があると思います。

美幌町で働く多くの労働者は、大企業ではないので、もっと深刻な状況にあるのではないかと。そこに、主食の米の品薄と米の値段が上がっているということなので、一般質問で取上げたところです。

町長、このような悲鳴が上がっている、何とかしなければならぬ、消費者だけでなく業者も大変だよという状況をなお腹において、対応策をぜひお考えいただきたい。

簡単に、9月中には改善するとはならない問題だと思います。いかがでしょうか。

○議長（戸澤義典） 町長。

○町長（平野浩司） 今、国のことも含めていろいろお話を伺いました。

私もいろいろ新聞を見せていただいた中で、先ほど備蓄米の話をさせていただいたのは、たまたま議員が属する党で、備蓄米を活用せよという記事が大きくあったものですから、私は、それはそれで一理あるなということで、私の思いをお話した状況であります。

確かに、今の国の進み方と実際にこの地域、地方との差はあるよという部分は理解します。

このような表現が適正かどうか分かりませんが、地方府、地方自治体を預かっている人間としては何が出来るかということ、その地域がそれにおいてどうしていくかということ、要は、今の物価高騰を含めて、何か地域がということは、非常に難しい部分であると思っています。

ただ、立場として、大江議員がおっしゃ

ったように、私だけではなくて、それは首長として、また、皆様方であれば、大江議員を含めた議員の方々が、これはおかしいよということ、それから具体的にこうすべきということは、伝えることができるのかなと思っております。

今回、米の供給と、米が供給されたとしても、お米の値段が上がって供給されるという見通しは、皆さん同じ認識を持っています。

物価高騰という大きな一つのベースを考えた場合には、お米はその中の内数ということで捉えて、ある意味では、お米の供給、それから物価高騰、それはお米も含めてということをしっかり分けて考えて、そのようなチャンスがあれば、国にしっかり発言していきたいという考えを私は持っております。

○議長（戸澤義典） 11番大江道男さん。

○11番（大江道男） 時間の関係がありますので、次に移りたいと思います。

最初の米の品薄問題、なかなか大きな課題になるのだらうと思いますが、しっかり対応していただければということをお願いして、次に移りたいと思います。

自治会解散への対応についてであります。

全国的には、高齢などを理由として、自治会がどんどんどんどん解散している。

どんどんという率かどうかはとにかく置いておいて、自治会の解散が結構広がっているということで、改めて、自治会に注目しております。

私も、今月いっぱい班長の任は解かれるということで、ほっとしているところがあります。

特に、町長は長い間、自治会の総務部長をされておまして、苦勞されているということはよく存じ上げているのですが、今年の春、自治会が解散したということで、足元の問題として見ざるを得ないなと思

ます。

ある町では、自治会の会長さんに対してアンケートをとっていると。このように公表もされているので見ましたが、我が町の自治基本条例、私も策定の際に関わった一員として、行政と議会があるのだけれど、町民の役割は非常に大きいですよということで、町民を含めた3者によるまちづくりをしていこうと今、美幌町は頑張ってきているのですよね。

町民といっても、特定の個人ではないのだと思うのです。

町民を体現する最も大きな組織は、地縁組織の自治会なのだと思うのですよね。それが大変だという状況を見たときに、やはり大きな議論を我が町でもしていく必要があるのではないかと思います。

全国的には加入率も相当、3分の1程度の住民しか入っていないという自治会もたくさんあるようです。我が町は、3分の2はちょっと超えているのですけれど、年々加入率は下がってきているという状況です。自治会の意思イコール町民の意思とは言い切れない時代を迎えるのではないかと思います。

それと、町からの資料を見せていただきましたが、地域地域の高齢化率、65歳以上とか75歳以上ということで若干は違いますが、それでも4割以上が65歳以上。

中には、5割を超えている区域というものもあるという状況を見たときに、いずれ10年後、あるいは20年後、大きくこの町も変わっていくのだろうと思います。

これらを視野に入れて、加入率も減ってきている自治会に対する行政としての取組が今、求められてきているのではないかと思います。町長いかがでしょうか。

○議長（戸澤義典） 町長。

○町長（平野浩司） 今回、答弁を書かせてというか、先ほど答弁させていただきました。

繰り返しになりますけれど、答弁させて

いただいたこと、要は、私どもは、地域の住民の方々が地域コミュニティーをどうつくっていくかということをお助けする立場、これは大切なことだと私は思うのですね。

ですから、あくまでも主体は住民であり、住民たちがどう考えていくかという関わりを持ってあげられること。

それから、私どもは行政という形で、役場の組織で考えますと、ある意味では、役場の組織ということから一つ外れれば、実は、地域の住民であり、役場職員である。

このことも、地域のコミュニティーを継続とは言いませんけれども、時代とともに見直しも含めてやらなければいけない、いちメンバーでもあるということ職員にはお話しさせていただいております。

先ほど大江議員から、これからの時代において、自治会の意思が全てではないという話がありました。

自治会ありきという概念を外れて、地域でどのような形が今の時代に合っているか、それから、どうしてもベースになるのは人と人とのつながり、先ほどの地縁という言葉は、僕はあまり好きではないのですけれども、人と人とのつながり、関わりをどう維持するかというか。

そこに関わる努力、それからアドバイスという語弊はあるのですけれども、協力していく必要があると思っております。

○議長（戸澤義典） 11番大江道男さん。

○11番（大江道男） いずれ時代が進んで、その地域地域の住民を代表するような組織、自治会がくしの歯が欠けたような形になっていくとなることを、極力避ける取組が必要なのだろうと思います。

簡単ではないのだろうと思うのですね。

自治会、町内会がない地方、特に地方を考えた場合、そのような点で一つ、私は、それぞれの町が住民に対して自治会をPRするという取組で、よその町に学ぶべきと

ころが結構あるのではないかとも思っています。

これは、ある町のホームページで、町内会ハンドブック、町内会連合会が出しているものをそのまま町のホームページに載せているのですね。

ここまではいかないですけれども、管内3市だとか、例えば札幌市だとか、主なところを見ましたところ、町内会の役割について、結構1ページで終わっているところもあります、2ページ、3ページ載せていると。

今、多くの若い世代で、町内会はなかなか分からないという状況が、もう一方では進んでいるのだと思うのですね。

これから町内会などを背負っていく世代の人たちに、その役割だとか、積極的な意味合いだとか、そのようなものをもう少し知らせる努力が必要なのではないかと。

昭和60年代には、美幌町も何割ですか、昭和62年の加入率で85.6%、このぐらい高いのであれば、黙っていても自治会の存在は目に見えてきますけれど、今、67.1%という加入率の状況では、うんと低いところは5割を切っているところも出てくるのだらうと思うのですね。

そうすると、住んではいるけれど、自治会の役目が分からないと。

自治会は、行政の役割を相当担って、果たしているのだと思うのですが、その受皿がなくなると、行政としては、広報の配布問題からして、大変だと思うのですね。

災害のときに、ではどうするのということについても、支援する受皿がないということがあります。

一つは、町のホームページにアクセスしたら、町内会の役目が一目瞭然に分かる、非常に積極的な意味があるのだなということが分かるような仕組みについても、ぜひ検討していただければと思います。

まだ公然化していませんけれど、高齢によって役員の成り手がいないという声は、

漏れ聞こえてくるのですよね。このような状況をどうするかということで、自治会に代わる組織をどうするかということも、一方では考えなければならない。

だとしても、ある組織を延命させる、あるいは機能を果たさせるという点で、ぜひ、より一層力を入れていただければと思います。

あわせて、今春、解散しました自治会。そのことで、大きな弊害が起きていないのかどうか、これは聞かせていただければと思います。

○議長（戸澤義典） 町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法） 今回の自治会解散ということで、地域には、大きな変化を及ぼすことではあるのだらうと認識してございます。

今回、自治会の解散というお話に伴いまして、部局間でも様々な課題の整理だとか、情報の共有、今後の方針等についても、部局長会議等におきまして、整理させていただいたというところでございます。

ただいまハンドブック等のお話もございました。そして、今後の若者世代の加入と申しますか、そのような参画の課題もいただいたところでございます。

その中では、確かに、自治会というものはこうあるべき、こうなさいという画一的な考え方ということはずに、柔軟な姿勢で対応していくといったことも必要であり、その支援や受皿づくり、そのようなものをしっかりと行っていくことも行政の役割にあるのだということで、共通認識を図ったところでございます。

また、そのような活動の発信、情報提供ということはもちろんでございますが、こうした新たな地域のコミュニティーづくり、そのようなものに対する相談のサポート体制、気軽に相談ができる環境をしっかりと整えていくことも、我々の役割にはあるのだらうということで考えてございます。

このようなことから、今後の自治会解散を、ある意味、いろいろなことを再考する機会と捉えまして、新たな地域づくりの発展に向けて、今申し上げましたとおり、我々も支援、そして受皿づくりをはじめ、情報提供、そのようなことはしっかりと努めてまいりたいと考えてございます。

また、現在、自治会を解散した地区が1件ございますが、現在のところ、大きな意味での課題というのは来ておりません。

と申しますのも、この自治会を解散した地域でございますが、いわゆる地域のつながり、そのようなものがなくなったということではありません。

そのような地域のつながり、コミュニティというのは、今もなおそれぞれ個々でのつながりがしっかりと行われている、素晴らしい地域でございます。

ただ、議員からも御指摘ありましたとおり、高齢化、役員の成り手不足、そのようなことから自治会組織の形成が難しい、そのような部分があって、この自治会の解散に至ったところでございます。

つまり、地域のコミュニティづくり、そのつながりの大切さというのは、この地域では十分認識して、自治会がなくなったところではありますが、今後また新たな地域コミュニティの発展に向けて、しっかりと皆さんでつながりを持った地域づくりを進めていけるのだろうと、我々も信じておりますし、その部分につきまして、しっかりと支援していきたいと考えてございます。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典） 11番大江道男さん。

○11番（大江道男） 解散した自治会があると、出たということの一つの転機にしていく必要が、我が町にもあるのではないかなと思います。

あわせて、なかなか評価されていないですけど、私は、自治会があることによっ

て、その活動内容がもっともっと知られる必要があるのではないかと。

例えば、ある自治会が、孤立死をなくそうということ、朝晩その地域を巡回して、異変が起きたら対応しようということ、で取り組んでいる。その取組に対して、遠くに住んでいるお子さんたちが、大変ありがたいという評価をいただいているのですね。

この町で、両親が暮らしていると。このようところで暮らしているのだということの評価と、できれば自分も、老後はそのような町で送りたいということにつながっているということですよ。

孤立死、孤独死に対する不安というのは、離れていればいるほど、実は大きいということと、それを何としてもなくそうという取組は……。いや、全ての自治会では絶対にできないですよ。

簡単な話ではないです。けれど、やっていて、我が町の評価を高めている。

それから、環境の美化などについて、非常に一生懸命取り組んでいるということなども、去年は、全国的な評価をいただいたということです。これも公費でやるとなれば、多大なお金だと思うのですよ。

このような地域住民の、地域でつながっている人たちの取組という点では、もっともっと評価して、そうなのだねという共感を呼び覚ましていく必要があるのではないかと思います。

町として知らせたいことはいろいろあると思うのですが、その中で、行政がではなくて、町民がこのように一生懸命になっている町だよということについては、必要な光を当てていくということについても、ぜひ取り組んでいただければということ、を申し上げて、ちょっと時間がないので、終わりにしたいと思います。

ぜひ、町民的に、我が町にとって、あるいはこの地域にとって、自治会、町内会が果たしている役割は何なのだろうというこ

とを考える一つの転機になればいいと思っております。

次に、移りたいと思います。

最後は、ドッグランでございます。

私は、議会の中からドッグランを造れよという声が幾つもあるのだということを背景にして、質問したいと思います。

今まで、私もドッグランにふさわしい場所がないかということで、適地を探していたのですが、適地の中に町の中心という視点は全く欠けておりました。なかなか難しいということがあったからです。

しかし、今、大都市部の中心にまちのにぎわいをつくっていかうという視点で、動物愛護法だけではなくて、まちのにぎわいをつくる上で大変大事なものだという別の視点が見えたので、それはそうだよなと思って、改めてドッグランの設置をあえて町の中心にということで申し上げました。

町の中心にふさわしい土地があるかどうかということで、空き地を回りましたけれど、いずれもふんと尿は禁止ですという立て看板が見えました。ここを運動場にしてよろしいとは、絶対に受け取れない状況ですよ。

けれど、東京都港区だとか、道内でも旭川市などで、自治体として既存の公園にドッグランを造るということで、調査もしながら設置してきている。その視点として、もちろん犬を持っている、飼っている人の思いもありますけれど、同時に、それを見に来るお客さんがいるのだと。

飼ってはいないけれど、関心がある、興味があるという人もいるので、その視点も取り入れてドッグランを造る。なかなか面白いなと私は思います。

あわせて、世界に目を向けてみると、結構ドッグランは、公園への設置が日本よりもはるかに進んでいると。動物愛護との関係なのだろうと思いますが、犬の本質として走り回る、自由に走り回ることができる、それを人間として許容するということ

は当然のことなのだと思える視点が、まだまだこの町に不足しているということ、私はあえて申し上げたいと思います。

私自身も含めてですが、もっともっと犬と人間とがよくなる、そして、飼っているペットの気持ちもしっかり受け止めて生活している町という点では、ぜひ、新しい視点として、今、美幌町では、町民が集まって一緒に何かをやる、一緒に日常的に何かを鑑賞する、思いを一緒にするという場所は、非常に少ないですよ。

このような中だからこそ考える必要があるのではないかと思います。

場合によっては、広大な河川敷などもあります。ただ、財政上、監視員を置くということになると、新たな負担が生じるので、もう一つ、何かと併設しながら経費を浮かすということも必要なのだろうと思います。

あるいは、民間の団体を組織して、手助けするよという町も、この点では現れてきている。

我が町にそれだけの余裕が、町民の力があるかどうかというのはありますけれども、そのような新たな発想のドッグランを検討してはどうかということです。

まだ住民運動などは起きておりませんが、多分、一つのきっかけにしていかなければならないのだろうなという思いをしておりますが、町長、ぜひ積極的にドッグランを捉えていただきたいという点で、質問いたしました。

御答弁お願いいたします。

○議長（戸澤義典） 町長。

○町長（平野浩司） 今、御意見の中で、人間の動物に対する許容というか、その気持ちを広げないとなかなか難しいかなと思っています。

今、大江議員が言っていることは、十分に分かります。それは、一般論として、都会も地方もごっちゃにした中で、ですから、都会の中で、どのような環境の中で出

来ているのか。

では、町の中で、常に個人の商店街、人が住んでいるところの中で、都会でそのように造っているところは、周りが住宅地でなかったりとか、そのようなことも含めて物を考えなければいけないのかなと思っています。

その意味からいけば、動物に対する町民の許容というか、きちんと大切にするという思いを強くする、そのことを優先的に考える必要があるということについては、私も同感でありますし、その努力はしたいと思っています。

○議長（戸澤義典） 11番大江道男さん。

○11番（大江道男） 全く時間がありませんので。まだまだ美幌町内では、ドッグランを設置すべきだという声大きいとは思っておりません。

しかし、住みよい、あるいは魅力あるまちという点では、大きなテーマだと思えます。私も持ち帰って、いろいろな方と相談をしてみたいと思います。

一刻も早い設置を求めて、終わりといたします。

○議長（戸澤義典） これで、11番大江道男さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は11時15分とします。

午前11時 1分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（戸澤義典） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順により発言を許します。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸）〔登壇〕 一般質問をさせていただきます。

美幌町自治基本条例における町長の責務等について。

美幌町は、町民、議会及び行政それぞれの役割と責務を改めて認識し、町民主権に

よる自治を確立することを決意し、自治の最高規範とする、美幌町自治基本条例を制定しております。

条例「第8章 行政」の中において、第33条で「町長の責務」について規定されておりますが、町長はこの規定をどのように受け止め、遵守しているのかお伺いします。

また、第35条で規定されている「職員の責務」について、職員に対してどのように指導監督し、規定内容の推進を図っているのかお伺いします。

二つ目、人事評価について。

美幌町においては、美幌町職員の人事評価に関する規程に基づき人事評価を実施しておりますが、第10条に規定されている「人事評価の結果の活用」を、どのように活用されているのか、具体的にお示ください。

○議長（戸澤義典） 町長。

○町長（平野浩司）〔登壇〕 吉住議員の御質問に答弁いたします。

1点目の美幌町自治基本条例における町長の責務等について、まず、町長の責務をどのように受け止め、遵守しているのかについてであります。各条文に規定されていることは、町長として当然持つべき責務であり、また、自治体運営において考えの念頭に置くことはもちろん、実行すべきことを実行すべきだと考えております。

次に、職員の責務の規定を職員に対してどのように指導監督し、規定内容の推進を図っているのかについてであります。この規定においても、まずは、自治体職員として職員自らがその責務を理解すると共に「町長の責務」に規定されていますように、職員を適切に指揮監督し、町民の意向や政策課題に的確に対応できる知識と能力を持った人材の育成を図るため、全職員向けの毎月のメッセージのほか、部局長会議、3役と部局長との懇談会などを通じ、人材育成についても適宜指示をしております。

す。

また、令和3年には人材育成基本方針の見直しを行い、目指すべき職員像を「信頼される職員」及び「チャレンジする職員」と定義しました。これら職員像に近づくため、それぞれの立場で人材育成を行うよう指示しているところであります。

なお、自治基本条例の規定する行政、町長及び職員の責務については、町民の皆様からの評価が低いとした場合に、それはしっかりと受け止め、改善の必要があれば、即時対応すべきだと考えております。

年に数回、私自身が町民と直接意見交換をする場を設けておりますし、また、町政に対するご意見ご要望は、私だけではなく全職員がそれを伺う立場にあります。今後も「信頼される職員」及び「チャレンジする職員」の姿を町民の皆様へお示しできるよう努めてまいります。

2点目の人事評価については、規程により、その目的は、職員の能力及び実績に基づく人事管理を行うとともに、主体的な職務遂行及び能力開発を促進し、効果的な人材育成を推進することとなっております。

結果の活用については、AからDまでの4段階の評価区分のうち区分Dの職員については、翌年度の勤勉手当成績率を100分の90とすることで給与に反映させているほか、年度当初の目標確定面談、中間フォロー面談、評価結果報告の際の面談を実施することで、被評価者のみならず評価者の意識向上も図ることで、双方における人材育成と適正な人事配置の参考としております。

美幌町人材育成基本方針においても、人事評価制度の最大目的は人材育成とうたっているところであり、今後も職員の能力開発やモチベーションを向上させる手段として、人事評価制度を有効に活用してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしく

お願いたします。

○議長（戸澤義典） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸） 町長、議論する前に、確認行為ということでお尋ねしたいことがありますので、担当者も含めて、この件に関しては、知っている範囲内でお答えください。

確認事項が二つあります。

一つ目は、基本条例そのもののことで

す。基本条例には、4年以内に見直しをすると、しっかりうたわれています。

あえて私がこれを聞くのは、私は事情があつて、町議会議員を4年間不在にしていたので、そのことも含めて。

今、インターネットで自治基本条例を引っ張ってはいますけれども、これで議論していったいいのかということの迷いがありますので、これでいいということであれば、これを基に議論を進めたいのです。

4年以内に、少なくとも今から逆算して4年前に見直しをされたのかという確認行為が1点。

二つ目です。

先ほど言いましたが、私は一度、4年間不在でしたので、その間の事実を言いますと、今回も9月に、議会に対して決算審査の申出があり、それを受けて議会での審査が始まると思っています。

そのときに見せてもらった記憶をたどると、公文書という書類の一番上に、起案者の印鑑、そのほかの印鑑がグループも含めた関連する人の必要な判こは、少なくとも五、六人、多ければ部長、副町長、町長までの判こがついてある事実。

これも含めて公文書かということを確認させてもらいたいということで、お分かりになれば、教えてください。2点。

○議長（戸澤義典） 総務部長。

○総務部長（那須清二） ただいまの自治基本条例の見直しの関係でございますが、

令和4年度に実施いたしましたので、その結果、改正の必要はなしという審議会の答申を受けておりますので、実際の改正には至ってございません。

それから、もう一つの御質問、決裁の関係かと思いますが、美幌町文書取扱規程に基づきまして、基本的に決裁は、町長決裁となっております。その中で、それぞれの役職に応じた権限として、一部を専決という形で決裁を行っているということでございます。

その決裁の中で、それぞれが範囲内において、間違っていないかどうかということを確認して、決定をしているという行為でございます。

よろしくお願いたします。

○議長（戸澤義典） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸） 単なる確認なのですよ。

僕も言葉を選んでしゃべらせていただいたので、すみません。

今から6年前、議員であって、議員として決算審査を行ったときの書類の中に、公文書という書類を提出いただきました。

その公文書の上の欄、起案者も含めていろいろな方々の判こがついていたのを確認させていただいていますけれども、これも含めて公文書ということですのでよろしいですかという単なる確認です。

○議長（戸澤義典） 総務部長。

○総務部長（那須清二） ただいまの御質問でございますが、公文書ということで、そのとおりでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（戸澤義典） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸） 町長、体二つ欲しくないですか。

というのは、私は、町長には政治家であっていただきたい。

町長の位置づけは、特別公務員というの

かな。だけど、自治法を見ますと、一般の公務員に規定されていることに縛られないという特別職なのですよ。

ですから、あえて私は……。美幌町長は職員経験者だと、皆さん知っていることでもありますけれども、案外大変だなと。

というのは、いずれのときか、職員を経験していない町長が誕生したこともあるし、これからもあり得る話です。

そうすると、本来は事務方、行政における事務方、あえて言えば、私は副町長含めて、しっかりとした町長のサポート役に徹しなければいけないという思いがあるのですよ。

今の美幌町長は職員も経験されておりますけれども、私は、政治的な政治家としてやっていただきたいと思うし、職員もそれを十分承知の上で。

町長は、公約等も含めてその実現に向けて、選挙を通して町民の票をいただき、見事に当選されている。職員もそれは知っているはずですよ。

その中で全力を尽くして、職員はサポートしなければいけないという思いが、私にはあるものですから、今回、思い切ってこの項目を挙げさせていただきました。

町長、思い切って外——外と言ったら語弊がありますがけれども、しなければいけないことが余りにも多過ぎる。

私どもも民間——私は、民間の会社をやっていますけれども、一定の立場を与えていただいています。自分にも部下がいます。あえて言うなら、信頼できる部下に任せたとあって、ほかの用事を足しにいきます。

その信頼というのは、基本的に何か。基本的な事務事業の進め方を認識している職員、そのとおりに、そのことに基づいてやってくれるから、信頼関係というのが、私の思いです。

もう一度、言わせていただきます。

会社の社長が、営業のためにほかの会

社、ほかの場所に、職員を食わせるために仕事をもらいに行く。自ら現場に行って、スコップを持っていたのでは、経営が成り立たない。そのためには、任せられる職員、このことを私は強く言いたいのであります。

回りくどい言い方に聞こえるかもしれませんが、しっかりこれを皆さん、またこの放送というか、庁舎内に聞こえているはずですので、十分承知していただきたいという思いで、具体的に話をさせていただきます。

責務の中で、2項目めだったでしょうか、3項目めだったでしょうか。ちょっと待ってください。もう老眼も入っていますのでね。

33条第2項、町長は、職員を適切に指揮監督し、町民の意向や政策課題に的確に対応できる知識と能力を持った人材の育成を図り、効率的な組織体制を整備しなければなりません。これが何か気になって気になって、私としては気になっているところです。

多くの職員がいて、いろいろな職種があり、それにおいて担当者——でも、本当に担当者がそれに対してきちんとした知識を持ち合わせているか。

本当は、その本人にも知識があれば、最高のことです。しかし、人というのは万能ではありません。そしたら、もし知識を持たれていない担当者が……。

これは、職員の責務にも絡む話なのでお許しいただきたいのですが、横断的に職員の責務、これがなかなかできていないからうまくいっていないのかなという危惧があります。そうすると、しっかりとこの整理の中で、この責任者は副町長なら副町長だよと。

その中で一例として、建物は新築や修繕がある。一例ですからね。例えば、建設の人間、職員のほうが、知識があるのですよ。であれば、横断的に、決まり事として

建設部職員に、いろいろな部署から相談が来たら相談に乗ってあげてくれという道筋をつくってあげることが、私は組織の構築だと言いたいところなのです。

ぜひ、このようなものを気兼ねなく。担当者に知識がないことを悪いと言っているのではないのです。仕事をこなすのには、やはり法令遵守ですから。

例えば、これも一例です。これは思いつきで言いますが、今、古い住宅は、査定した上で補助金を出しています。解体するときにはアスベスト調査、担当者は分かっているのですよ。アスベスト調査の報告を受け取っているにもかかわらず、その判読ができていない。

例えば、アスベストが入っていますよと報告書に書かれている。担当者は、アスベスト調査が必要だと分かっていますけれど、その書かれている内容に対して、解体する人に、補助金を出す人にどのように指示をしたり、どのように指導をしなければいけないかという認識がない。

悲しいかな、担当者がいい悪いではなくて知識がない。だから、横断的に。

美幌町役場には、直接の担当でなくても知識があるのですよ。そう私は思っています。その意味でのしっかりした組織を。

今回は、町長に対しての一般質問ですけど、私は、出だしに体二つ、もしかしたら三つ必要でないのかというのは、このようなことを契機にしっかり副町長、総務部長、それから教育長も含めて、今すぐでもそのような仕組みをつくらなければ。

町長が庁舎内のことばかりでなくて、対外的な仕事に対しても不自由を感じる。だから、体が二つあっても三つあっても、足りなくないですかという思いがあるのですね。

職員の皆さん、もう一つだけ言わせてください。先ほど確認した経緯。

起案者を含めて押している人は皆、公文書として載っています。公文書扱いになる

と言っているのですから、そのように言わせてください。それで、間違っただけが仮にあったとする。仮にですよ。この数字はでたらめですけど、5人も6人も判こをつけておいて、なおさら間違いがあれば、これは恥ずかしい。

そこに代表監査がいらっしゃいますけれど、町民直接の監査請求があった場合、個人情報でない限り、公開しなければいけませんよね。そうなったときに、悪いけれども、もし間違いがあったらこっぴどい、私は思います。

それからもう1点。

あまり言いたくないのですけれど、前の一般質問、あれは3月だったかな。農業委員会、時期はちょっと忘れてしまいましたけれども、私は、今回、人事評価も聞いています。そうすると、区分Dと言っていますけれども、査定によっては、勤勉手当と書いていますが、100分の90になるのですよね。

私は、判こついていたら全員だと思っている。全員でチェックできなかった。下げることが目的ではないのですよ。そんなこと言ったら。全員の責任があるのです。

町長、だから、気楽に相談できる道筋を思い切ってつくりませんか。

それから、知識を借りる場合、庁舎内にいますから、それが自分の担当でない、例えば建設部とか総務部とか、その位置づけの職員枠から来た場合、自治法にも職員給料の規定があったかな。

いろいろな仕事はあるけれど、案外きついのですね。個人ではあまり上げられないらしいですね。自治法を見ると。でも、テクニックがあるのですよ。知恵を返してくれた職員に対して、手当を出せばいいのですよ。だって、この知識を他人に、職員以外からお借りするとしたら、コンサルタント業というのかな、お金を払うわけですよ。その何十分の1で済む話ですから。

例えば、先ほどのアスベスト、知識がな

い発注元は、町民係だったとする。その職員がそのようなことで知識を借りたら——建設部で聞かれた人の知識をお借りするのに、課長以下であれば、時間的に見て時間外にお聞きしますと、時間外手当というテクニックだってあるのですよ。俗に言う5時30分以降に時間外で精算するとか、昼間に聞いたら、教えてくれた人……。

何回も言いますよ。行政外に聞いたらコンサルタント業、お金は絶対にかかるのです。その何十分の1で終わるのであれば、せつかく役場内にそのような知識がある職員が現実としている。

自分で矛盾することを言いますが、自分自身は矛盾します。今から言うことは、Dランクの人、100分の10浮くのですよね。もしこのような判定が下りたら。であれば、100分の10を知識のある、アドバイスしてくれた人に、評価としてつけることも手ではないのですか。民間はそうやるのですよ。そして、意欲を持たせるのです。意欲。いくら働いても……。

実は、私も人を雇用していますので、ばかきさいというの。それが実務、スコープ持ち、例えば高校卒業で高校の先生が作業員でいいから使ってくれと言ってくるのですよ。そしたら、次に幾らで雇ってくれるのだと。高校の先生は、今の世の中で最低賃金でと。私は、高校の先生にこう言うのですよ、生徒さんの就職案内が来たときに。逆に、右も左もスコープの持ち方も、その子に仕事の仕方を教えるのだから、授業料を払ってもらわないと合わないよと。冗談を言わせてもらおう。

知識を借りるのは、ただではありません。知識を深めるために専門学校へ行ったり、大学へ行ったり、その間、その子供や親が払って、知識を深めるためにお金がかかっているのです。

だから、その意味で堂々と、知識に対してはお金を払ってあげましょうよ。

これが、人が一番——失礼ですけど、

人は、前の年より100円でも200円でも、俗に言うベースアップというのですか。そして自負、俺はあいつよりもできるぞと、評価してあげればいいのですよ。

いろいろな法律があります。だから、私がちょっと調べた範囲内で手当というのは、ああ、いい言葉があるなど。

それから、管理職以外であれば、俗に言う5時半を過ぎたら来てくださいと。こちら側の部長も時間外つけてやるよと。これは知恵ですよ。そうすることによって、職員も努力してくれる。その知識を自分の身につけてくれる。

町長、安心して国へ行って金稼いできてください、道へ行って金稼いできてください。

話は長くなりましたけれど、町長、私が言っているのは、しっかりそのことを認識できたら、その仕組みを少なくともあしたから議論して、どのような組織づくりが適正かやっていたいただきたいということです。

町長、いかがでしょうか。

○議長（戸澤義典） 町長。

○町長（平野浩司） 御意見承りました。

○議長（戸澤義典） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸） 話というのは、町長、一つだけ、気分を害する話をさせてください。

職員は、町長の思いを遂げさせてあげたい思い、全員がお持ちだと私は思っている。その中で、勝手に判断していいものかどうかというときの迷い、町長に確認したいというときが、むしろ多くなったかなと私は見えています。そのときに、町長は案外、目の前の忙しさに……。

これは苦言です、はっきり言うておきます。

人が来たときには、どのような悩みがあって、どのようなところでぶつかっていくか。私は、部下が来たら喜んで、俺を助けるために頑張ってくれたのだなと思った

ら、まずは聞いてあげる。

まずは、聞いてあげてくださいよ。人がわざわざ来るというのは、意味があつて来ているわけですから。

例えば、副町長が相談したいことがあるかもしれない。でも、出張でなかなか時間を見つけれないけれど、帰ってきた町長が他の仕事で忙しすぎる。

人は、何かしらの信号、シグナルを送っていると私は思っています。

まあ、そのようなことで苦言を申し上げて、一般質問を終わります。

○議長（戸澤義典） これで、10番吉住博幸さんの一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は13時とします。

午前11時49分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（戸澤義典） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第3 諮問第3号

○議長（戸澤義典） 日程第3 諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（平野浩司） 議案7ページでございます。

諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

人権擁護委員、長岡敬幸氏は、令和6年12月31日をもって任期満了となるので、次の者を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

氏名、長岡敬幸氏。

住所、生年月日については、議案に記載のとおりでございます。

以上、御説明いたしました。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 質疑なしと認めます。

これから、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、諮問のとおり適任とする意見に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本件は適任と答申することに決定しました。

◎日程第4 議案第54号

○議長（戸澤義典） 日程第4 議案第54号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法） 議案書の8ページになります。

議案第54号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について御説明を申し上げます。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約を次のように変更する。

記以下につきましては、参考資料により御説明申し上げますので、参考資料の2ページをお開き願います。

資料1、議案第54号関係。

北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について。

改正目的でございますが、マイナンバーカードと被保険者証の一体化に係る高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、令和6年12月2日以降、従来の被保険者証の新たな発行が廃止され、マイナ保険

証、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを基本とする仕組みに移行することから、北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するものでございます。

改正内容でございますが、改正法におきましては、従来の被保険者証の交付及び返還に係る規定が削除されるため、被保険者証等の用語を使用してございます規約の文言について、変更するものでございます。

変更箇所につきましては、関係市町村において行う被保険者証等の交付や返還について規定する別表第1について削除を行うものと、別表第1の削除に伴う規約第4条の文言整理を行おうとするものでございます。

なお、参考資料3ページに、新旧対照表を添付してございますので、御参照いただければと思います。

ここで、参考といたしまして、資料2、図で掲載してございますが、従来の保険証の発行廃止後においては、今後、病院受診手続等に、基本的に何を提示することになるのか、このことが大きく変わってくるところでございますけれども、その概要につきまして、御説明させていただきたいと思っております。

まず、従来の保険証につきましては、御説明申し上げましたとおり、新たな発行が令和6年12月2日以降は廃止、発行されないということになります。

新たな発行は、この日をもって廃止されるところではございますが、現在お持ちになっています従来の保険証は、令和7年7月31日まで使用が可能となっております。

現在お持ちの従来の保険証については、令和7年7月31日までを有効期限とする従来の保険証、マイナ保険証を持っているか持っていないかにかかわらず、本年7月に更新がなされ、加入者全員に発行、送付されているところでございますが、その有効期限については見直すことなく、当初設

定の有効期限である令和7年7月31日まではそのまま利用することが可能となったものでございます。

こうした状況を踏まえ、今後の病院受診時等における手続の際の提示物につきましては、記載の①から④の四つのパターンが基本となってまいります。

まず、現在、既に参加されている方で、①になります。マイナ保険証を現在お持ちの方につきましては、既に受診手続にマイナ保険証を御利用になっておられるところでございますけれども、この先におきましても同様でございます。

ただし、従来の保険証も令和7年7月31日までは使用可能ですので、つまり、7月31日までは、マイナ保険証、従来の保険証、どちらも使用できるということになります。

一方、次の②、マイナ保険証をお持ちでない方でございますが、従来の保険証の有効期限である令和7年7月31日までは、従来の保険証による手続となります。

そしてその後、8月1日からでございますが、マイナ保険証をお持ちでない方につきましては、今後、資格確認書というものが発行されることとなります。

サイズや形については、現在のところ従来の保険証の形とほぼ同様なものとなる見込みでございます。この資格確認書を受診時に提示いただくことで、これまでと同様に受診が可能となるものでございます。

なお、この資格確認書につきましては、マイナ保険証をお持ちでない方へ、皆さんの申請によらず、令和7年7月末までに役場から送付させていただき予定でございます。

次に、令和6年12月2日以降に新たに加入された方の場合についてでございますが、③のマイナ保険証をお持ちの方につきましては、マイナ保険証による受診手続となりますけれども、④のマイナ保険証をお持ちでない方については、従来の保険証の

発行が廃止されておりますので、加入時点における資格確認書を、加入手続の際に窓口において発行の上、お渡しすることで予定してございます。

このように、マイナ保険証をお持ちか、お持ちでないかにかかわらず、いずれの方も受診手続に提示するものの違いはございますが、これまで同様に安心して受診できる形となっております。

以上が、今後の基本的な受診手続の概要でございます。よろしくお願いたします。

最後に、今回の規約の変更につきましては、根拠法令は、高齢者の医療の確保に関する法律並びに地方自治法、施行日は、北海道知事の許可の日でございます。

以上、議案第54号について御説明申し上げます。

よろしくお願いたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 質疑なしと認めます。

これから、議案第54号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第55号

○議長（戸澤義典） 日程第5 議案第55号美幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法） 議案書の9

ページになります。

議案第55号美幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明申し上げますので、参考資料の4ページをお開き願います。

資料2、議案第55号関係。

美幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

改正目的でございますが、マイナンバーカードと被保険者証の一体化に係る国民健康保険法の改正に伴い、令和6年12月2日以降、従来の被保険者証の新たな発行が廃止され、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することから、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容でございますが、改正法では、従来の被保険者証の交付及び返還に関する規定が削除されるため、被保険者証等の用語を使用してございます規定の文言について改正するものでございまして、変更箇所につきましては、第16条罰則の被保険者証の返還に応じない場合の罰則規定の部分について、規定から削除を行おうとするものでございます。

なお、参考資料5ページに、新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただければと思います。

根拠法令は国民健康保険法、施行日は令和6年12月2日でございます。

参考としまして、今後の基本的な受診手続を掲載してございますが、資料に掲載の国民健康保険の内容につきましては、先ほど、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更の中で御説明をさせていた内容と全て同様でございますので、説明は省略させていただきます。御了承願います。

以上、議案第55号について御説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 質疑なしと認めます。

これから、議案第55号美幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第56号

○議長（戸澤義典） 日程第6 議案第56号番号法施行条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（那須清二） 議案書の10ページになります。

議案第56号番号法施行条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

番号法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料6ページをお開き願います。

資料3、議案第56号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正目的でございますが、児童手当法の一部改正に伴い、特例給付に関する文言を削除するものでございます。

改正内容でございますが、児童手当法の改正により、児童手当の所得制限が撤廃されることに伴い、記載のとおり、特例給付の支給がなくなるため、別表で規定する利用事務中の文言を削除するものでござい

す。

なお、参考資料7ページに、条例の新旧対照表を掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

根拠法令は児童手当法、施行日は令和6年10月1日からとなります。

以上、議案第56号につきまして御説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 質疑なしと認めます。

これから、議案第56号番号法施行条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第57号

○議長（戸澤義典） 日程第7 議案第57号令和6年度美幌町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（那須清二） 議案書11ページになります。

議案第57号令和6年度美幌町一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明を申し上げます。

令和6年度美幌町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

今回の補正は、ふるさと寄附金に係る必要経費の追加、農林水産省の間接補助事業に係る補助金を予算計上するほか、斜網地区中間処理施設整備の事務局経費に係る負

担金などを追加しようとするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,788万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139億9,430万1,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正により御説明いたしますので、14ページをお開き願います。

第2表、地方債補正。

1段目の水道施設等耐震化事業は、浄水池耐震補強実施設計及び高区配水池耐震補強工事の実施に伴う防災安全交付金の減により、補助残の4分の1を一般会計から出資する出資金が増となるもので、限度額を補正前の1,470万円から補正後の1,590万円へ120万円を増額し、一般会計出資債の借入れを予定しており、充当率は100%、交付税措置率は50%であります。

2段目のリリー山スキー場照明LED化事業は、財源として予定していたスポーツ振興くじ助成金が対象外となったことに伴い、その財源を地方債に求めるもので、限度額を補正前の3,070万円から補正後の4,870万円へ1,800万円を増額し、脱炭素化推進事業債の借入れを予定しており、充当率は90%、交付税措置率は50%であります。

3段目の臨時財政対策債は、借入額の確定に伴う予算の整理で、限度額を補正前の1,793万4,000円に61万8,000円を増額し、補正後限度額を1,855万2,000円といたします。

充当率は100%、元利償還金の全額が、後年度に普通交付税で措置されます。

補正後の地方債の総額につきましては、

下段に記載のとおり、10億865万2,000円となります。

次に、事項別明細書の歳出から御説明申し上げますので、22、23ページをお開き願います。

3、歳出。

2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、1、政策推進事業費の増、手数料、業務等委託料、積立金、合わせて5,000万円の増額につきましては、ふるさと寄附金の増額見込みに係る経費の追加計上になります。

8月末現在の寄附金は、対前年度比で約1.3倍と好調に推移しているところですが、今年度の寄附金を5億円から5億5,000万円へ上方修正し、関連経費を増額いたします。

寄附が集中する上半期のうち特に集中する12月に向け、効果的な広告戦略により、さらなる寄附額増額に向け取り組んでまいります。

ふるさと納税は、各ポータルサイトを経由して寄附申込みをすることが一般的となっておりますが、ポータルサイトの返礼品ランキングに入っていることや、返礼品検索時にページの上位に掲載されることで多くの方に見ていただく機会が増え、寄附額の増額につながります。

そのため、本町が契約しているふるさと納税ポータルサイトのうち全国的な寄附申込み件数が多く、広告投資に対する費用対効果が見込まれる3サイトで、検索連動型広告に係る費用を増額して取り組みます。

あらかじめ関連するキーワードを設定しておき、検索者がキーワードを入力すると、パソコンやスマホの検索画面の上位に返礼品が掲載される仕組みで、寄附者のさらなる獲得を目指してまいります。

手数料は、各ポータルサイトを経由した寄附金額に対する決済手数料の増加を見込み、97万5,000円を計上しています。

業務等委託料は、先ほどの検索連動型広

告費用のほか、返礼品費用、送料、各ポータルサイト利用料等の増加を見込み、2,906万9,000円を計上しております。

積立金は、寄附金収入分として1,995万6,000円を見込んでおります。

なお、参考資料10ページ、資料4に、基金の年度末予定残高を掲載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、3目高齢者福祉費、1、高齢者福祉推進事業費の増、償還金利子及び割引料8万2,000円は、令和4年度介護サービス提供基盤等整備事業費交付金の確定に伴う交付金の返還金であります。

7、後期高齢者医療特別会計負担事業費の増、繰出金34万2,000円は、後期高齢者医療特別会計における時間外手当の増に伴う一般会計からの繰出金であります。

8、介護保険特別会計負担事業費の増、償還金利子及び割引料5,000円は、令和5年度保険料軽減費負担金の確定に伴う返還金であります。

5目障害福祉費、3、障害者自立支援事業費の増、償還金利子及び割引料1,411万8,000円は、令和5年度障害福祉サービス給付費等の国庫・道費負担金及び地域生活支援事業費の国庫・道費負担金の確定に伴う返還金であります。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、1、児童福祉事務費の増、償還金利子及び割引料828万2,000円は、令和5年度における子育て関連交付金の国費・道費負担金、補助金の確定に伴う返還金であります。

下段の4款衛生費、1項保健衛生費については、次のページになります。

1目保健衛生総務費、3、他会計負担事業費の増、投資及び出資金120万円は、水道事業会計における浄水池耐震補強実施設計及び高区配水池耐震補強工事の実施に

伴う防災安全交付金の減により、補助残の4分の1を一般会計から出資する出資金が増となったことによるものです。

2項清掃費、1目塵芥し尿処理費、3、ごみ処分場維持管理事業費の増、修繕料112万5,000円は、廃棄物処理場タイヤショベル修繕のための増額です。

平成8年11月購入の車両でございますが、本年5月にエンジン部の故障により、運転停止の状況であります。

現在は、冬季間除雪で使用する予備車両により対応している状況であります。

その下、5、広域焼却処理施設整備事業費の増、負担金214万円は、現在1市5町により広域焼却施設を令和11年度開設に向け、事務局を網走市に置き準備を進めているところですが、事務局経費として、会計年度任用職員、車両購入、その他事務費等に係る本町の負担金となります。

総額836万7,000円に対し、本町の負担割合はおおむね26%として算出しております。

6款農林水産業費、1項農業費、4目農業振興費、8、持続的畑作生産体系確立緊急支援事業の増、補助金247万5,000円は、農林水産省の事業採択の割当内示を受けたことから、実施主体に対して間接補助を行うための予算措置になります。

事業内容は、労働負担軽減対策事業として、畑作物の生産拡大やコスト低減のため、基幹産業の省力化に資する農作業機械等の導入、リースの導入、または改良に要する経費を支援する事業で、実施主体に対して事業費の2分の1を補助するものでございます。受益農業者で組織する1団体に補助金を交付いたします。

次に、9、麦・大豆生産技術向上事業補助金3,442万1,000円につきましても、農林水産省の間接補助であります。

国産の麦・大豆の生産性向上を図るため、排水対策技術の導入や土壌診断に基づく土づくり、スマート農業技術を活用した

生産の高度化、生産拡大に向けた機械施設の導入などに取り組む農業者を支援するもので、実施主体となるオホーツク広域麦豆作組合に対して、事業費の2分の1、または、事業費の一定額が補助金として交付されます。

その下、6目農地費、2、道営土地改良事業、負担金、道営土地改良事業中央野崎地区負担金は、畑かんの事業費の減によるもので、この減額分を、次の田中第2地区における区画整理の事業料が増となる分へ北海道が流用し、事業を行うものでございます。

その下、2項林業費、1目林業総務費、2、林業推進事業費の増、負担金、C o C 認証費用負担金143万4,000円につきましては、町内の工務店や木工加工業者7社で構成するグループと、美幌町森林組合が取得しているC o C 認証について、認証を保持するためには、認証機関による5年に1回の更新審査と年1回の維持審査が必要で、これまで認証取得者が費用負担をしてきましたが、責任ある森林管理と経済的な自立の両立を図る上で、本町の施策姿勢を明確にするため、森林環境譲与税を活用し認証費用を負担するものであります。

26、27ページになります。

10款教育費、2項小学校費及び3項中学校費につきましては、I C T 教育環境整備事業に係る財源振替となります。

次の4項社会教育費、6目博物館費、2、博物館活動推進事業費の増、消耗品費5万円につきましては、6月23日、札幌市にお住まいの東幸兵様から、博物館の活動充実に役立ててほしいと5万円の御寄附をいただいたもので、博物館の資料保管棚を購入いたします。

その下、印刷製本費40万円は、全国科学博物館活動等助成金の採択により、特別展図録の内容充実を図るものです。

その下、5項保健体育費につきましては、財源振替となります。

下段の12款職員給与費、1項、1目職員給与費、2、会計年度任用職員給与支給事務費の増、181万4,000円は、出納審査課において配置職員に欠員が生じたため、会計年度任用職員を1名、8か月間任用するための経費を計上いたします。

次に、歳入につきまして御説明いたしますので、18、19ページをお開き願います。

2、歳入になります。

13款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林水産業費分担金は、道営土地改良事業2地区の事業費変更に伴う分担金の補正であります。

15款国庫支出金65万2,000円は、小中学校ICT教育環境整備事業における情報機器運用支援業務委託について、小中それぞれ国庫補助の対象となったものです。

中段の16款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金3,688万4,000円は、それぞれ説明欄に記載の事業費の変更及び採択に伴う増額となります。

18款寄附金、1項、1目一般寄附金、ふるさと寄附金の増、5,000万円は、歳出で御説明いたしましたとおり、寄附が増加する年末に向け、効果的な広告戦略により、寄附額の増額に向けた取組を行うことにより、今年度の寄附金の総額を5億円から5億5,000万円へ上方修正いたします。

4目教育費寄附金、博物館費、寄附金5万円は、6月23日、札幌市にお住まいの東幸兵様から、博物館の活動充実に役立ててほしいと御寄附があったものです。

19款繰入金、1項基金繰入金、12目森林環境譲与税基金繰入金143万4,000円は、COC認証費用負担金の補正に伴う増額です。

20款繰越金、前年度繰越金の増、2,788万3,000円は、今回の補正予

算の財源として前年度繰越金を充当するものです。

20、21ページになります。

21款諸収入、5項、5目雑入のうち説明欄の1行目、スポーツ振興くじ助成金2,000万円の減については、スキー場照明LED化事業の財源として予定していたtotoの助成が対象外となったものです。

その下、全国科学博物館活動等助成金40万円は、歳出で御説明いたしました事業採択によるものです。

その下、三つの追加交付金については、それぞれの事業に係る過年度の国費・道費負担金の額の確定に伴う追加交付金です。

22款町債は、第2表、地方債補正で御説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

以上、議案第57号令和6年度美幌町一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩） それでは、24ページ、25ページの農林水産業費のうち林業費、負担金補助及び交付金、COC負担金143万4,000円の確認を取りたいのです。

3月議会ではこの申請がなくて、今回、書いていることはすごくいいことなのですが、なぜ今の時期になったのか。

当時、このクラブが出来たときに、なかなかこの分の予算がないということで、町の補助金が受けられなくて、結構予算が大変だったのです。町長も知っていますが、当時、僕は事務局長だったのです。

それで、このCOCについては、すごくありがたいことだなと。逆に、入っている業者も気持ちよく前へ進めると思うのですが、残念ながらFM認証のほう、森林

組合が若干抜けたりもしていますが、仮に、同時にFM認証の手数料をやった場合、今残っているFM認証分の手数料はどのぐらいだったのかというのが大きな質問です。

それと、一番最初にちらっと言った、なぜ3月にできなかったのかというところと二つ、まず聞きたいです。

○議長（戸澤義典） 森林農地整備主幹。

○森林農地整備主幹（橋本 勝） 当初予算に計上されなかった理由についてお答えさせていただきます。

まず、F S C 認証の種類は二つございまして、森林が責任を持って管理されているのかを審査し認証されるのが、FM認証というものでございます。

認証材が消費者に届くまでの加工・流通過程を認証するのが、C o C 認証となっております。

今回につきましては、町内の工務店、木工加工業者で構成いたします美幌・木夢クラブと美幌町森林組合が負担してございますC o C 認証費用について、町で負担しようとするものでございます。

もう一方のFM認証につきましては、ごみ処分場の造成予定地の一部がF S C 認証林にかかっておりましたので、認証維持の承認が保留されておりましたが、改めてフォローアップ審査を受け、先月承認されたところでございます。

このことを受けまして、F S C のFM認証とC o C 認証、二つの認証の継続性が図られることとなりましたので、今回、森林環境譲与税を活用いたしまして、C o C 認証に係る費用を補正予算で計上させていただきます。

FM認証の費用でございますけれども、今年度につきましては、除外の分がございましたので、101万3,000円を負担してございます。

認証区域除外審査がない場合につきましては、年間で65万円から70万円程度の

費用を負担させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（戸澤義典） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩） まず、1点目のごみ処理場の関係で、森林認証の関係でいろいろな手続があつて大変だったということは分かっていますが、今回質問しているのは、今まで頑張っている業者が全額負担していたものが、何で今回、税金を使つてもこうすることになったのかということが、非常に聞きたかったのですよ。

いいことなのですよ。だけれど、3月予算でもできたはずですね。

この環境税については、数年前から基金もあったはずなので、そのときから検討すべき事由だったのかなと、そこが気になるのです。

それと、先ほどもう一つ言ったFM認証については、美幌町だけなのか、ほかの業者もあるのか。

多分、今、農協と美幌町なのかなという気がするのだけれど、FM認証を行政以外のところでやっているのであれば、それについてのこのような助成は検討できなかったのかなと。

そうすると、森林組合のFM認証についても追加になるのかなという気がするのですけれども、その辺の検討はどうだったのか聞きたいです。

○議長（戸澤義典） 森林農地整備主幹。

○森林農地整備主幹（橋本 勝） FM認証につきましては、美幌町、新宮商行、個人の森林所有者でグループ認証という形をとってございます。

新宮商行につきましても、費用負担ということで一部いただいております、森林組合につきましては、FM認証は取っていない状況でございます。

C o C 認証の費用負担につきましては、基本的には取得者が負担することとなって

おりますけれども、その費用負担が重荷になっているということ、今回、令和6年度から森林環境税が課税されたことを踏まえ、改めて森林環境譲与税で、町の責任として負担させていただこうと協議しまして、このような形になったところでございます。

○議長（戸澤義典） 経済部長。

○経済部長（河端 勲） ただいまの御質問でございますけれども、当初からというお話でございましたが、4月以降検討した中でいまだにウッドショックを引きずっている状態であったり、あと外材との価格差が依然開いた状態であるといった中で、工務店さん等の負担が非常に大きい状況下にあります。

しかしながら、美幌町としては、平成17年にF S C認証を取得して、そのブランド力というのは価値のあるものと認識しております。

町として、このF S C認証を継続していくため、C o C認証は必須要件となることから、ぜひとも継続していきたいということで、今回この補正予算として上げさせていただきましたので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（戸澤義典） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩） 大体回答は分かりました。

結果的には今、世界情勢だとか国内情勢の関係で、木材事情もいろいろ変わりましたと。その中で、今回、森林認証更新の中で、しっかりC o Cの支援をすべきだと。環境税も相当あるので、それであれば思い切って、期中だけれど今回の審査から町の負担金を支出して、業者に頑張ってもらおうという気概だということではないでしょうか。

それであれば、FM認証のほうももう少し町が負担してあげるだとか。先ほど言ったJ Aは違ったのですけれど、新宮商行だ

とか民間企業に対しても、同じくFMのほうでもしっかり応援しないと、原材料がきちんとならないといけないし。

それが、町の木材だけでもおかしい話なので、その辺について、今後取扱いする方向がしっかり検討されているのかどうか、これだけ。

○議長（戸澤義典） 町長。

○町長（平野浩司） 今回、補正を上げさせていただいて、当初からという話です。

今、松浦議員がおっしゃったように、もともとはFM認証とC o C認証、言うならば、山をきちんと守る、そして山から出された材をしっかりと流通させて、消費というか木を使っただけという流れをとっておりました。

実は、C o C認証を取る中で、皆さんがためらっていたのは、一つは、町がきちんとFM認証を取れるのか。

それは、ごみのところを一部除外、申請を認めてもらえない可能性もあるということ。

それと、今おっしゃったウッドショックなどもあって、流通するための差額を支援していたけれども、実際に皆さんがお金を取って認証を受けたとしても、それだけの事業メリットがないというのは、皆さんが悩んでいたことでもあります。

私どもとしては、そのことをきちんと理解した上で、今後もF S C認証を継続することが大事なことという認識を持った中で、FM認証それからC o C認証をしっかり取ると。

また、今回、環境譲与税等が示されたことによって、その財源として、今おっしゃったように、FM認証に関わる町だけではなくて、新宮商行と個人の林業の方々に。

それから、C o C認証については、今年は出すのですけれども、今後、皆さんが事業として本当にプラスになるかということ、どのようにしたら木を使っただけかということ論議しましょうということ

で、次年度の約束まではしていません。

でも、どのように流通の中で使うかという事は、次年度予算までにしっかり論議して、できればというよりも、いい方向でまとめましょうという話で確認が取れていますので、今回これを提案させていただきました。

町の希望とすれば、最初私が言いましたFM認証とCOC認証を継続して、関わるものを町の責任として、譲与税を使って今後も継続させていただきたいという思いがありますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑はありませんか。

13番大原昇さん。

○13番（大原 昇） 25ページ、広域焼却処理施設整備事業費の増ということで、この中で今、車両のお話をされたと思うのですが、これをいつ、どのようにして買うのか、いつから使用するのか、あるいは保管場所、それからどのような方が使うのか。

事務局は網走市が持つという話をちらっと聞いております。ですので、このまま網走市に置いて使うのか。あるいは、新しい処理施設ができると、そこに事務所と言えればいいのでしょうか、広域事務組合のところへ持って行って、そこで管理するのかどうか。また、事務局の誰が担うのか。

もし分かれば、教えていただきたいと思えます。

○議長（戸澤義典） 建設部長。

○建設部長（遠國 求） まず、車両の購入の関係でございます。

現在、網走市役所内に事務所が設けられまして、1市5町の一部、町の担当者も集まって仕事をしているところでございます。これから予算措置をしまして、バン型の車両と聞いております。それを購入した後に、現在、事務局が網走市ですから、そちらのほうで保管をして、そこを拠点とし

て事務職員が移動に使うということでお聞きしております。

新しい事務所等につきましては、まだ決定事項はございませんので、事務局が置かれる場所に車両も保管されるものとお聞きしております。

また、事務局に配置予定の職員でございますけれども、1市5町の担当職員、現在派遣されておりますのは網走市、大空町、美幌町で、予定でございますけれども、11月から斜里町の職員が配置予定でございます。

なお、広域事務組合の設立準備ということで、現在、道職員1名が派遣で来ているということでございます。

現段階では、この程度までが決定事項ということで押さえておりますので、よろしく願いいたします。（「人数をもう一度教えて」という発言あり）現在、専任職員は網走市が2名、美幌町が1名、大空町が1名、予定でございますけれども11月から斜里町が1名、北海道から1名でございます。

○議長（戸澤義典） 13番大原昇さん。

○13番（大原 昇） 車両など分かりました。

あと、処理施設ができれば、その車の保管場所等、いろいろ変わってくるでしょうし、あと職員の関係も、組合が出来れば、そのような話もいろいろ出てくると思えます。

例えば、各市町の負担も出てくると思うのですが、あるいは、逆を言えば、職員であれば、それぞれの町からまたお金を出して、派遣された職員に対して増額しますよとなれば、二重取りのような気がするのです。

その辺はまだ決まっていないから、ここで言うのはおこがましいのですが、そのようなことも懸念される気がします。

後で決まってくると、そのようなことも出てくるのではないかと思いますので、い

ろいろとやっていただきたいとしか今は言うことがありません。分かりました。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） これで質疑を終わります。

これから、議案第57号令和6年度美幌町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第58号

○議長（戸澤義典） 日程第8 議案第58号令和6年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法） 議案書の31ページになります。

議案第58号令和6年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

令和6年度美幌町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,659万6,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

歳出から御説明申し上げますので、議案書40と41ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費、1項、1目一般管理費34万2,000円の増額につきましては、この特別会計では、1名の職員の人件費を組ませていただいておりますが、今回は、その他手当としまして、時間外勤務手当の増額でございます。

被保険者数増加に伴い、資格や給付の確認など年度当初における業務量が増えている状況を鑑み、実態に即した時間外勤務に対する適切な処遇を行うため、増額しようとするものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げますので、38、39ページにお戻り願います。

2、歳入。

2款繰入金、1項、1目事務費繰入金34万2,000円の増額につきましては、歳出で御説明申し上げました職員の時間外手当の増額に対する一般会計からの事務費繰入金の増でございます。

以上、議案第58号について御説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩） 確認を取りたいのですけれど、1名という話を聞いたものですから、手当の増額はやむを得ないのかなと思っておりますが、1名で34万2,000円。

この金額の時間外手当が当たる方が1名だということになれば、当然、超過勤務のお金はもらっていないのですけれど、34万円となると、労働条件として結構な時間外になりますので、その辺の人材の確保。

1名ではなくて複数の人間がいるのだとか、労働時間を緩和する手当だとか、そのようなことというのは、どのように検討されているのかなと思っております。

○議長（戸澤義典） 町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法） 今回、時間

外手当を増額させていただくということで、主に御説明申し上げましたとおり、被保険者数が増加しております、その業務量も多くなっているということです。

繰り返しになりますが、当初のいろいろな事務手間がかかっているということで、増えているということでございます。

現在、会計上1名ということですが、こちらは戸籍保険課の医療給付グループ、合計4名の正職員で行っておりますので、実際は、4名の職員がそれぞれ共同で行っているということでございます。

また、主に業務量が増加する場合などにつきましても、随時パートの会計年度任用職員を手当てしていたり、そのようなことで労務管理にもしっかり努めているところでございます。

過度な時間外勤務とならないような配置にはなっているかと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） これで質疑を終わります。

これから、議案第58号令和6年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第59号

○議長（戸澤義典） 日程第9 議案第59号令和6年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（齊藤浩司） 議案の43ページをお開き願います。

議案第59号令和6年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

令和6年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,087万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億2,887万5,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、議案書52、53ページをお開き願います。

今回の補正につきましては、令和5年度、前年度の介護給付費の負担金等の確定に伴う返還金等の補正でございます。

3、歳出。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、2目施設介護サービス給付費につきましては、道支出金の追加交付分を充当したことによる財源内訳の変更でございます。

その下、5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金3,087万9,000円の増につきましては、令和5年度の介護給付費負担金等の確定に伴う国庫負担金と補助金の返還金でございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、議案書50、51ページにお戻り願います。

2、歳入。

5款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金につきましては、令和5年度の介護給付費負担金の精算に基づき道支出金の追加交付を受けることから、178万3,000円を増額するものであります。

その下、7款繰入金、2項基金繰入金、

1目介護保険基金繰入金2,854万3,000円の増額は、今回の補正の財源を介護保険基金に求めるものであります。

なお、補正後の基金残高につきましては、参考資料10ページに、令和6年度末の予定残高を掲載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

その下、8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、前年度繰越金55万3,000円を増額するものであります。

以上、御説明いたしましたので、よろしくお願いたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 質疑なしと認めます。

これから、議案第59号令和6年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は14時15分とします。

午後1時56分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（戸澤義典） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長報告

○議長（戸澤義典） 休憩中に議会運営委員会を開きましたので、委員長からその結果について報告を求めます。

6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央） 休憩中に議会運営委員会を開催しましたので、その内容について

報告いたします。

本日予定していた議案審議が順調に進んでいることから、日程第10 議案第60号の次に、4日目に予定していた認定第1号から認定第8号まで、意見書案第9号から意見書案第10号まで、報告第11号から報告第20号まで、議員の派遣について、閉会中の継続調査について、以上の日程を御手元に配付した日程追加事件として、本日の日程に追加することといたします。

なお、本定例会に付議されました全ての案件を本日3日目で審議することとなりますので、会期は当初の4日間から3日間へ変更となります。

議員各位及び説明員の御理解と御協力をお願いして、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

◎日程追加の議決

○議長（戸澤義典） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、日程第10 議案第60号令和6年度美幌町水道事業会計補正予算（第1号）についての次に、認定第1号令和5年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号令和5年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号令和5年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号令和5年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号令和5年度美幌町水道事業会計決算認定について、認定第6号令和5年度美幌町公共下水道事業会計決算認定について、認定第7号令和5年度美幌町個別排水処理事業会計決算認定について、認定第8号令和5年度美幌町病院事業会計決算認定について、意見書案第9号改正食料・農業・農村基本法の実効性確保等に関する意見書について、意見書案第10号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について

て、報告第11号健全化判断比率について、報告第12号資金不足比率について、報告第13号放棄した債権の報告について、報告第14号令和5年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告について、報告第15号専決処分の報告について、報告第16号専決処分の報告について、報告第17号専決処分の報告について、報告第18号専決処分の報告について、報告第19号専決処分の報告について、報告第20号例月出納検査報告について、5月から7月分、議員の派遣について及び閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第1から第22までとし、それぞれ議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から第8号まで、意見書案第9号及び第10号、報告第11号から第20号まで、議員の派遣について及び閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第1から第22までとし、それぞれ議題とすることに決定しました。

◎日程第10 議案第60号

○議長（戸澤義典） 日程第10 議案第60号令和6年度美幌町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（遠國 求） 議案の55ページをお開き願います。

議案第60号令和6年度美幌町水道事業会計補正予算（第1号）についてを御説明申し上げます。

総則。

第1条、令和6年度美幌町の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、水道施設等耐震化事業の補助金交付決定に伴い、企業債、国庫補助金及び一般会計出資金の補正を行おうとするものであります。

資本的収入の補正、第2条につきましては、補正予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

企業債の補正。

第3条、水道施設等耐震化事業配水施設は、対象となる経費の変更に伴うもので、限度額を6,120万円から340万円増額し、6,460万円とするものであります。

次に、56、57ページをお開き願います。

補正予算実施計画書及び説明書、資本的収入であります。

1款資本的収入、1項企業債、1目企業債340万円の増額及びその下、2項補助金、1目国庫補助金452万9,000円の減額につきましては、水道施設等耐震化事業配水施設の国庫補助金交付決定額の減によるものです。

その下、4項出資金、1目出資金120万円の増額につきましては、補助金交付決定額の減に伴う財源の不足分を一般会計出資金に求めるものでございます。

以上、御説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 質疑なしと認めます。

これから、議案第60号令和6年度美幌町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決さ

れました。

◎追加日程第1 認定第1号から
追加日程第4 認定第4号まで

○議長（戸澤義典） 追加日程第1 認定第1号令和5年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について、追加日程第2 認定第2号令和5年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、追加日程第3 認定第3号令和5年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、追加日程第4 認定第4号令和5年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、以上の4件を一括議題といたします。

お諮りします。

本件については、6人の委員をもって構成する一般会計等決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条第1項の権限を委任し、これに付託の上、閉会中の継続審議とすることにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号令和5年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第4号令和5年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、6人の委員をもって構成する一般会計等決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条第1項の権限を委任し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました一般会計等決算審査特別委員会の委員については、美幌町議会委員会条例第7条第2項の規定により、1番木村利昭さん、3番横山清美さん、6番上杉晃央さん、7番稲垣淳一さん、9番伊藤伸司さん、11番大江道男さん、以上の6人を指名したいと思います

が、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました6人の方を一般会計等決算審査特別委員会委員に選任することと決定しました。

◎追加日程第5 認定第5号から
追加日程第8 認定第8号まで

○議長（戸澤義典） 追加日程第5 認定第5号令和5年度美幌町水道事業会計決算認定について、追加日程第6 認定第6号令和5年度美幌町公共下水道事業会計決算認定について、追加日程第7 認定第7号令和5年度美幌町個別排水処理事業会計決算認定について、追加日程第8 認定第8号令和5年度美幌町病院事業会計決算認定について、以上の4件を一括議題といたします。

お諮りします。

本件については、6人の委員をもって構成する企業会計決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条第1項の権限を委任し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号令和5年度美幌町水道事業会計決算認定についてから認定第8号令和5年度美幌町病院事業会計決算認定については、6人の委員をもって構成する企業会計決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条第1項の権限を委任し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました企業会計決算審査特別委員会の委員については、美幌町議会委員会条例第7条第2項の規定により、

2番馬場博美さん、4番高橋秀明さん、5番宮崎奈津江さん、8番藤原公一さん、12番松浦和浩さん、13番大原昇さん、以上の6人を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました6人の方を企業会計決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

暫時休憩します。

再開は14時50分とします。

休憩中に、両決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いします。

午後2時29分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（戸澤義典） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（戸澤義典） 諸般の報告をいたします。

休憩中に開催された両決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告します。

一般会計等決算審査特別委員会の委員長に木村利昭さん、副委員長に横山清美さん。

企業会計決算審査特別委員会の委員長に藤原公一さん、副委員長に宮崎奈津江さん。

以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

暫時休憩します。

再開は15時25分とします。

午後2時50分 休憩

午後3時25分 再開

○議長（戸澤義典） 休憩前に引き続き会

議を開きます。

◎追加日程第9 意見書案第9号

○議長（戸澤義典） 追加日程第9 意見書案第9号改正食料・農業・農村基本法の実効性確保等に関する意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先へ送付いたします。

◎追加日程第10 意見書案第10号

○議長（戸澤義典） 追加日程第10 意見書案第10号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先へ送付いたします。

◎追加日程第11 報告第11号

○議長（戸澤義典） 追加日程第11 報告第11号健全化判断比率について。

配付のとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） ないようでありますので、報告第11号健全化判断比率については、これで終わります。

◎追加日程第12 報告第12号

○議長（戸澤義典） 追加日程第12 報告第12号資金不足比率について。

配付のとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） ないようでありますので、報告第12号資金不足比率については、これで終わります。

◎追加日程第13 報告第13号

○議長（戸澤義典） 追加日程第13 報告第13号放棄した債権の報告について。

配付のとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） ないようでありますので、報告第13号放棄した債権の報告については、これで終わります。

◎追加日程第14 報告第14号

○議長（戸澤義典） 追加日程第14 報告第14号令和5年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告について。

配付のとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） ないようでありますので、報告第14号令和5年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告については、これで終わります。

◎追加日程第15 報告第15号

○議長（戸澤義典） 追加日程第15 報告第15号専決処分の報告について。

配付のとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） ないようでありますので、報告第15号専決処分の報告については、これで終わります。

◎追加日程第16 報告第16号

○議長（戸澤義典） 追加日程第16 報

告第16号専決処分の報告について。

配付のとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） ないようでありますので、報告第16号専決処分の報告については、これで終わります。

◎追加日程第17 報告第17号

○議長（戸澤義典） 追加日程第17 報告第17号専決処分の報告について。

配付のとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） ないようでありますので、報告第17号専決処分の報告については、これで終わります。

◎追加日程第18 報告第18号

○議長（戸澤義典） 追加日程第18 報告第18号専決処分の報告について。

配付のとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） ないようでありますので、報告第18号専決処分の報告については、これで終わります。

◎追加日程第19 報告第19号

○議長（戸澤義典） 追加日程第19 報告第19号専決処分の報告について。

配付のとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） ないようでありますので、報告第19号専決処分の報告については、これで終わります。

◎追加日程第20 報告第20号

○議長（戸澤義典） 追加日程第20 報告第20号例月出納検査報告について、5月から7月分は、配付のとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） ないようでありますので、報告第20号例月出納検査報告について、5月から7月分は、これで終わります。

◎追加日程第21 議員の派遣について

○議長（戸澤義典） 追加日程第21 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、配付のとおり、派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 異議なしと認めます。

したがって、本件は配付のとおり派遣することに決定しました。

◎追加日程第22 閉会中の継続調査について

○議長（戸澤義典） 追加日程第22 閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定によって、配付のとおり申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の議決

○議長（戸澤義典） お諮りします。

本定例会に付議されました案件は、全て

終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（戸澤義典） 会議を閉じます。

これで、令和6年第6回美幌町議会定例会を閉会します。

お疲れ様でした。

午後3時32分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員